

# 青森県報

第百三十六号

令和二年  
三月二十五日  
(水曜日)

## 目次

### 規則

○青森空港条例施行規則の一部を改正する規則……………(港湾空港課) ……一

### 告示

○特定第二号漁業者の漁獲共済加入義務の発生……………(水産振興課) ……一

○漁船保険付保義務の発生……………(同) ……二

○公共測量の終了……………(監理課) ……二

○右 同……………(同) ……二

○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定の解除……………(河川砂防課) ……三

○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定……………(同) ……四

○漁船保険付保義務の発生……………(西北地域  
県民局) ……五

### 公告

○大規模小売店舗の変更の届出……………(商工政策課) ……六

○市街地再開発組合の設立認可……………(建築住宅課) ……六

### 出先機関

○青森県営農大学の短期研修……………(営農大学校) ……七

### 選挙管理委員会

○選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万

## 規

## 則

に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数(事務局) ……八

青森空港条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

### 青森県規則第十二号

#### 青森空港条例施行規則の一部を改正する規則

青森空港条例施行規則(昭和三十九年十月青森県規則第九十四号)の一部を次のように改正する。

附則第二項の表中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同表に第一号として次のように加える。

一 空港と神戸空港との間に路線を定めて	令和二年三月二十九	十五分の一
一定の日時により航行する航空機	日から令和五年三月	
	三十一日まで	

### 附則

この規則は、令和二年三月二十九日から施行する。

## 告

## 示

### 青森県告示第二百二十五号

漁業災害補償法(昭和三十九年法律第五十八号)第百八条第二項の規定により次

の発起人が求めた次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められたので、同条第五項において準用する同法第五十五条の二第四項の規定により公示する。

令和二年三月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

発起人の住所及び氏名(名称)	東津軽郡外ヶ浜町字平館今津釜の沢五の三 福井 裕章 東津軽郡外ヶ浜町字平館今津才の神七一の六 福井 正実	区 域	外ヶ浜第五区域 外ヶ浜漁業協 同組合の地区 のうち、字平 館今津釜の 津才の神、字 平館今津尻 高、字平館 高川、字平 津間、沢の 域今津間、	区 分	小型定置漁業と 底建網漁業を併 せ営む漁業
----------------	---	-----	---	-----	-----------------------------

青森県告示第二百二十六号

漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第百十二条の二第二項の規定による次の発起人の次の加入区に係る届出について審査した結果、同法第百十二条第一項の規定による同意があったと認められたので、同法第百十二条の二第三項の規定により公示する。

令和二年三月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

発起人の住所及び氏名	東津軽郡今別町大字今別字今別三七 野土 一公 東津軽郡今別町大字今別字中沢一六の二二 大川 哲弘	加入区の名称	竜飛今別
------------	---	--------	------

東津軽郡今別町大字今別字西田二五八の九五

小鹿 勝男

青森県告示第二百二十七号

測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施した旨の通知があったので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年三月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 測量計画機関

平川市

二 測量の種類

公共測量(デジタル空中写真測量、写真地図作成)

三 測量の期間

令和元年八月一日から令和二年三月四日まで

四 測量の地域

平川市地内

青森県告示第二百二十八号

測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施した旨の通知があったので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年三月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 測量計画機関

国土交通省東北地方整備局青森河川国道事務所

二 測量の種類

公共測量(三級水準測量)

三 測量の期間

令和元年九月十九日から令和二年二月二十八日まで

四 測量の地域

五所川原市大字小曲く弘前市大字百田

青森県告示第二百二十九号

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を次のとおり解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七条第六項において準用する同条第四項及び同法第九条第九項において準用する同条第四項の規定により公示する。

その関係図面は、青森県県土整備部河川砂防課及び西北地域県民局地域整備部に備えて縦覧に供する。

令和二年三月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 風合瀬土砂災害警戒区域及び風合瀬土砂災害特別警戒区域

1 解除する区域

西津軽郡深浦町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成十三年政令第八十四号)第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

二 蘆野土砂災害警戒区域及び蘆野土砂災害特別警戒区域

1 解除する区域

西津軽郡深浦町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

三 新坂土砂災害警戒区域及び新坂土砂災害特別警戒区域

1 解除する区域

西津軽郡深浦町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

四 万年坂土砂災害警戒区域及び万年坂土砂災害特別警戒区域

1 解除する区域

西津軽郡深浦町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

五 吾妻沢四号土砂災害警戒区域及び吾妻沢四号土砂災害特別警戒区域

1 解除する区域

西津軽郡深浦町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり  
(図面省略)

六 栃沢一号土砂災害警戒区域及び栃沢一号土砂災害特別警戒区域

1 解除する区域

西津軽郡深浦町の区域のうち次の図面に示す区域  
(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり  
(図面省略)

七 中浜松土砂災害警戒区域及び中浜松土砂災害特別警戒区域

1 解除する区域

西津軽郡深浦町の区域のうち次の図面に示す区域  
(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり  
(図面省略)

~~~~~  
(図面省略)

青森県告示第二百三十号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七條第一項及び第九條第一項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同法第七條第四項及び第九條第四項の規定により公示する。

その関係図面は、青森県県土整備部河川砂防課及び西北地域県民局地域整備部に備

え置いて縦覧に供する。

令和二年三月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 風合瀬土砂災害警戒区域及び風合瀬土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

西津軽郡深浦町の区域のうち次の図面に示す区域  
(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成十三年政令第八十四号）第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり  
(図面省略)

二 蔭野土砂災害警戒区域及び蔭野土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

西津軽郡深浦町の区域のうち次の図面に示す区域  
(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり  
(図面省略)

~~~~~  
(図面省略)

三 新坂土砂災害警戒区域及び新坂土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

西津軽郡深浦町の区域のうち次の図面に示す区域  
(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条

条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

四 万年坂土砂災害警戒区域及び万年坂土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

西津軽郡深浦町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条

条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

五 吾妻沢四号土砂災害警戒区域及び吾妻沢四号土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

西津軽郡深浦町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条

条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

六 析沢一号土砂災害警戒区域及び析沢一号土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

西津軽郡深浦町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条

条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

七 中浜松土砂災害警戒区域及び中浜松土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

西津軽郡深浦町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条

条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

青森県告示第二百三十一号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条の二第二項の規定による次の発起人の次の加入区に係る届出について審査した結果、同法第百十二条第一項の規定による同意があったと認めため、同法第百十二条の二第三項の規定により公示する。

令和二年三月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

発 起 人 の 住 所 及 び 氏 名	加入区の名称
西津軽郡深浦町大字北金ケ沢字塩見形三一五の二 小枝 裕幸	新深浦町
西津軽郡深浦町大字関字析沢九二の三三 小野 修一	
西津軽郡深浦町大字関字小島崎一三四の六 田附 直人	

公 告

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和二年三月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
スーパードラッグアサヒ下田店  
上北郡おいらせ町高田六九の一
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
株式会社横浜ファーマシー  
弘前市大字末広二丁目二の一〇  
代表取締役 荒川 孝男
- 三 変更しようとする事項

区分	変更前	変更後	変更年月日
大規模小売店舗の営業を行う者の開設方法及び閉店時刻	開店時刻 午前九時 閉店時刻 午後九時	開店時刻 午前八時三十分 閉店時刻 午後九時	令和二年三月二十五日
大規模小売店舗の営業を行う者の開設方法及び閉店時刻	開店時刻 午前九時 閉店時刻 午後九時	開店時刻 午前八時三十分 閉店時刻 午後九時	令和二年三月二十五日
大規模小売店舗の営業を行う者の開設方法及び閉店時刻	開店時刻 午前九時 閉店時刻 午後九時	開店時刻 午前八時三十分 閉店時刻 午後九時	令和二年三月二十五日

四 届出年月日

令和二年三月十日

五 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及びおいらせ町役場

2 期間

令和二年三月二十五日から同年七月二十五日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、おいらせ町役場にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

令和二年七月二十五日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

市街地再開発組合の設立認可

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第十一条第一項の規定により、中新町山手地区市街地再開発組合の設立を認可したので、同法第十九条第一項の規定により次のとおり公告する。

令和二年三月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 組合の名称  
中新町山手地区市街地再開発組合

二 事業施行期間  
令和二年三月から令和六年三月まで

三 施行地区

青森市新町二丁目五の一から五の一まで、五の二五、五の二六、五の二八、五の二九、一〇一の一の一部、一〇二の三の一部及び一〇二の六の一部

四 事務所の所在地

青森市新町二丁目五の五

五 設立認可の年月日

令和二年三月十七日

六 事業年度

毎年四月一日から翌年三月三十一日まで

七 公告の方法

事務所の掲示板のほか、組合が適当と認める場所に掲示し、特に必要があるときは、官報に掲載する。

八 権利変換を希望しない旨の申出をすることができる期限

令和二年四月二十三日まで

### 出 先 機 関

青森県営農大学校告示第一号

青森県営農大学校条例（昭和五十四年十二月青森県条例第三十六号）第八条第一項の規定により、次のとおり短期の研修を行うので、同条第二項の規定により告示する。

令和二年三月二十五日

青森県営農大学校長 舘 田 朋 彦

一 研修の種類、期間、受講者の定員等

1 農業機械利用技能者育成研修

研修の種類	期 間	受講者の定員	受講対象者	摘 要
シャトルコース	令和二年五月から令和三年二月まで	五人	研修終了後に、県内で独立・自営就農又は農業法人等への雇用就業が見込まれる者	野菜等
特別研修	市町村長又は農業関係団体等の長と協議の上、その都度実施する。	若干名	各市町村長又は農業関係団体等の長と協議の上、その都度決定する。	
農業機械整備研修	令和二年十一月五日	十人	農業者及び農業関係者	トラクターの点検整備及び修理
農業安全研修	令和二年七月二十七日から同月三十一日まで	六人	農業者及び農業関係者	大型特殊自動車（けん引農耕車）の運転免許取得のための研修
	令和二年九月二日	六人		
	令和二年九月十四日から同月十八日まで	六人		
	令和二年八月三十一日から九月四日まで	六人		
	令和二年八月十七日から同月二十一日まで	六人		
	令和二年八月三日から同月七日まで	六人		

### 2 あおもり農力向上シャトル研修

リカレント コース	十五人	込まれる者
既に農家等で研修中の就農後概ね五年以内の新規就農者及び農業者雇用就農者		

二 所要経費

次の経費は、受講者の負担とする。

1 農作業安全研修

研修に使用する燃料等の実費相当額 三千円

2 あおもり農力向上シヤトル研修

テキスト代、免許・資格取得等に係る経費

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第十四号

令和二年三月二日現在における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）を、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第五項並びにこれを準用する同法第七十五条第五項、第七十六条第四項、第八十条第四項、第八十一条第二項及び第八十六条第四項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八条第二項において準用する場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和二年三月二十五日

青森県選挙管理委員会委員長 柿崎光顯

一 県議会議員及び県知事の選挙権を有する者の総数の五十分の一の数

二一、九八六 人

二 県議会議員及び県知事の選挙権を有する者の総数の三分の一の数

二三七、四一二 人

三 県議会議員の各選挙区の選挙権を有する者の総数の三分の一の数

東津軽郡選挙区	六、六三三 人
西津軽郡選挙区	五、三五七 人
南津軽郡選挙区	六、五〇六 人
北津軽郡選挙区	七、六一八 人
上北郡選挙区	二七、五六九 人
三戸郡選挙区	一九、三七三 人
青森市選挙区	八〇、五七七 人
弘前市選挙区	四九、三二三 人
八戸市選挙区	六四、六二〇 人
黒石市選挙区	九、五六二 人
五所川原市選挙区	一八、九八〇 人
十和田市選挙区	一七、四四七 人
三沢市選挙区	一〇、九二八 人
むつ市選挙区	二〇、八二七 人
つがる市選挙区	九、三五一 人
平川市選挙区	一一、七七五 人

（発行所・発行人）  
青森市長島一丁目一番一号  
青森県

（印刷所・販売人）  
青森市第二問屋町三丁目番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚三付十五円七十三銭